

00419

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十六年十月三十一日  
第一千二百八十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

### ◇鳥取縣令第五十九號

昭和十四年三月鳥取縣令第三號鳥取縣役肉用牛登錄規程左ノ通改正ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

### 第八條

登錄スベキ牛ニシテ名號改訂ノ必要アリト認メタルトキハ知事之ヲ變更スルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### ◇鳥取縣令第六十號

昭和十四年三月鳥取縣令第四號鳥取縣役肉用牛登錄取扱手續左ノ通改正ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

第六條 畜産組合ハ其ノ區内ニ於ケル蕃殖成績良好ナル牝牛ヲ選擇シ改良ノ基礎牛(以下基礎牛ト稱ス)トシテ之ヲ一齊ニ登記スベシ

鳥取縣公報 每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年十月三十一日 第一千二百八十一號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

一

「第七條」ヲ「第九條」トシ「第八條」ヲ「第十條」トシ「第九條」ヲ「第十一條」トシテ左ノ二條ヲ加フ

第七條 登錄規程第三條ノ登錄補助牛ハ父母及祖父母ノ證明アル基礎牛又ハ父母ノ證明アル基礎牛ヨリ生産シタルモノ若ハ登錄補助牛、登錄牛ノ子ニシテ牝牛ハ生後十八月以上ノモノ牡牛ハ種牡牛検査ニ合格シタルモノニシテ別ニ定ムル体格審査標準ニ依リ審査ノ結果六十五點以上ノモノタルコトヲ要ス

第八條 登錄牛及登錄補助牛ノ資格ヲ有スル牛ニシテ生後三十六月迄ニ登錄又ハ登記ヲ爲サザル牛ハ特別ノ事由アリト認メタル場合ノ外登錄又ハ登記ノ資格ヲ失フモノトス

「第十條」ヲ「第十三條」トシ「第十一條」ヲ「第十四條」トシテ左ノ一條ヲ加フ

第十二條 牛ノ特徵記載並ニ測定ハ別ニ定ムル方法ニ依リ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際生後三十六月以上ニ達シタル牛ハ昭和十六年十二月末日限り本令ノ規定ニ拘ハラズ登錄又ハ登記ヲ受クルコトヲ得

告示

鳥取縣告示第八百五十四號

價格統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル飲食店等ニ於ケル料理等ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百八十八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十月三十一日

飲食店等ノ料理等ノ最高販賣價格

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鮮ノ最高販賣價格

品名	規	格	最高販賣價格
箱 鮮 (上)	鮮飯五〇匁以上ニ厚燒四匁以上ノ外海老又ハ赤貝、ケラ身鯛、穴子又ハ鱧ノ内四種ノ總量六匁以上、椎茸及木茸等四匁以上及燒海苔ヲ使用シ箱型二寸六分角ニ付上ゲタルモノ一箱(六十五匁以上)ニ付	圓	〇、三五
箱 鮮 (並)	鮮飯五〇匁以上ニ厚燒三匁以上ノ外鯛ニ類スル白身、オボロケラ身、穴子又ハ鱧ノ内四種ノ總量六匁以上、椎茸及干鰯等四匁以上及燒海苔ヲ使用シ箱型二寸六分角ニ付上ゲタルモノ一箱(六十三匁以上)ニ付	圓	〇、二五
卷 鮮 (上)	鮮飯六〇匁以上ヲ厚燒一〇匁以上、煮上ゲ椎茸七匁以上、オボロ又ハ穴子三匁以上及三ツ葉等ノ蔬菜類少々ヲ中心ニ海苔一枚半ヲ以テ卷上ゲ出來上リ總量八十五匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、五〇
同 (並)	鮮飯五五匁以上ヲ干鰯二匁以上、干大根ノ味付五匁或ハ煮上ゲ椎茸三匁以上、高野豆腐二分ノ一個又ハ厚燒五匁以上及三ツ葉等ノ蔬菜類ヲ中心ニ海苔一枚三分ノ一ヲ以テ卷上ゲ出來上リ總量七十五匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、二五
玉 卷 鮮	鮮飯六〇匁以上ニ煮上ゲ椎茸七匁以上、オボロ三匁以上海苔三分ノ一枚ヲ中心ニ卷玉一枚(一枚二〇匁以上ノモノ)ヲ以テ卷上ゲ出來上リ總量九〇匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、五五
澤庵 卷 鮮	鮮飯四〇匁以上ニ澤庵五匁以上ヲ中心ニ海苔一枚ヲ以テ卷上ゲ出來上リ總量四十五匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、一五
鐵火 卷 鮮 (穴子卷)	鮮飯二七匁以上ヲ鮮、穴子かつを又ハひらめ六匁以上、わさび少々ヲ中心ニ海苔一枚ヲ以テ卷上ゲ出來上リ三五匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、二五
鯖 棒 鮮	鮮飯一〇〇匁以上ヲ燻耐ヲ以テ加工處理シタル鯖二五匁以上ヲ鮮飯ト棒狀ニ合セ白板昆布ヲ以テ被膜シタルモノ出來上リ一三〇匁以上ノモノ一本ニ付	圓	〇、四五
鯖 鮮 (バター)	鮮飯八〇匁以上ニ塩酢ヲ以テ加工處理シタル鯖又ハあじ一〇以上ヲ箱型四寸五分×一寸九分ノモノニ付上ゲ出來上リ總量九〇匁以上ノモノ一箱ニ付	圓	〇、二五

穴子 酢 (鱧酢)	酢飯八〇匁以上ニ加工處理ヲ爲シタル穴子又ハ鱧一〇匁以上ヲ以テ箱型四寸五分×一寸九分ノモノニ任上ガ出來上リ九〇匁ノモノ一箱ニ付	〇、三五
ちらし 酢	酢飯六〇匁以上ニ塩酢ヲ以テ加工處理シタル海老及鯛(又ハ之ニ類スル白身)各二匁以上燒上ゲ穴子二匁以上、煮上ゲ椎茸五匁以上、錦糸五匁以上、海苔二分ノ一枚及蔬菜類一種以上ヲアシラヒ出來上リ八〇匁以上ノモノ	〇、六〇
蒸 酢	酢飯六〇匁以上ニ煮上ゲ椎茸五匁以上、燒上ゲ穴子五匁以上、錦糸一〇匁、オボロ二匁以上、煮上ゲ烏賊一〇匁以上及木耳其ノ他ヲ以テ調味蒸シ上ゲタルモノ	〇、六〇
いなり 酢 (小)	午莖及胡麻又ハ麻實ニテ調味加工セル酢飯ヲ小揚二分ノ一ヲ以テ包ミ出來上リ二以上一個ニ付	〇、〇二五
いなり 酢 (大)	午莖及胡麻又ハ麻實ニテ調味加工セル酢飯ヲ大揚二分ノ一ヲ以テ包ミ出來上リ二以上一個ニ付	〇、〇五
握り 酢	魚介ノ鮮度優レタルモノニシテ左ノ種別量目ニ依リ酢飯八匁以上ノモノヲ握リ上ゲタルモノ一個ニ付 (一) 鮎又ハ之ニ類スルモノニ在リテハ三匁以上 (二) 海老、烏賊及鯛ニ在リテハ二匁以上 (三) 鱈等ノ白身ノモノ及貝類ニ在リテハ二匁以上 (四) 穴子、きすご、丸あじ さよりニ在リテハ二匁以上 (五) 其ノ他ノ魚類ニ在リテハ四匁以上	〇、〇七

- (一) 本表價格ハ飲食店其ノ他自己ノ營業所ニ於テ酢ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業所ニ於テ酢ヲ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格トシ、自己ノ店頭ニ於テ販賣スル場合ハ通常ノ包裝費ヲ含ミ本表價格ト同額トス
- (二) 酢飯ノ米ニ麥、うどん、そば等ノ代用物ヲ混入スル場合ハ全量ノ二〇%以下トシ本表價格ト同額トス
- (三) 本表價格ニ該當セザルモノハ量目ノ如河ヲ問ハズ十錢ヲ超ルコトヲ得ズ但シ澤庵卷酢ハ七錢、いなり酢ハ二錢、握り酢ハ

- 三錢ヲ超ルコトヲ得ズ
- (四) 各種ノ酢ヲ合セ食用ニ供スル場合ノ價格ハ各品名別價格ノ量目割合ニ依リ算出シタル額ノ合計額トシ合計額ニ於テ厘位ヲ四捨五入スルモノトス
- (五) 料理屋業者若クハ貸座敷業者ニシテ自己ノ營業場ニ於テ酢ヲ調理セザルモノガ他人ヨリ之ヲ仕入レ客ニ販賣スル場合ハ本表價格ニ一割ヲ加算シ厘位ヲ四捨五入シタル額ニ依ルモノトス
- (六) 前項ノ者ニ仕出シ販賣スル場合ノ價格ハ本表價格ノ五分引トス但シ厘位ハ四捨五入トス

二 果物調理品最高販賣價格

品名	規 格	最高販賣價格
燒り んご	りんご五匁以上ノモノヲ砂糖及バターニテ燒上ゲクリーム又ハジュースヲ掛ケタルモノ一皿ニ付	〇、二五
果物 甘煮	りんご、洋梨、桃其ノ他ノ果實一種以上四〇匁以上ノモノヲ砂糖ヲ使用シテ煮タルモノ一皿(罐詰品使用ノ場合ハ三〇匁以上)ニ付	〇、二五
果物ノクリーム掛	果物一種以上二五匁以上ニ四〇%クリーム一匁以上ヲ掛ケタルモノ又ハ果物四種以上三〇匁以上ニ四〇%クリーム一匁以上ヲ掛ケタルモノ一杯ニ付	〇、二五
果物ノミルク掛	果物三種以上二五匁以上(イチゴニ在リテハ一種)ニ砂糖三匁以上及ミルク三匁以上ヲ掛ケタルモノ一杯ニ付	〇、二五
果物トアイスクリーム合セ	果物三種以上二五匁以上アイスクリーム三〇cc以上及四〇%クリームノ1/15合以上ヲ合セタルモノ又ハ果物一種二〇匁以上アイスクリーム六cc以上及四〇%クリーム1/15合以上ヲ合セタルモノ一皿ニ付	〇、三〇

果物ニシロップ掛  
(フルーツポンチ)  
果物三種以上ニ五匁以上ニジュース、シロップ又ハソーダ水六〇cc以上ヲ掛ケタルモノ一杯ニ付 〇、二五

果物サラダ  
(フルーツサラダ)  
果物三種以上ニ二十五匁以上ニマヨネーズ又ハフルーツソース六匁以上ヲ掛ケタルモノ一杯ニ付 〇、二五

果物ノゼリーモノ  
(フルーツバ、ロア)  
果物、牛乳、玉子、生クリーム及砂糖其ノ他ゼラチン等ヲ使用シ煉上ゲタルモノ一個ニ〇匁以上一杯ニ付 〇、一五

(一) 本表價格ハフルーツバーラー、喫茶店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ果實ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ料理加工シタルモノヲ客ニ供スル場合ノ最高販賣價格ニシテ買主ニ届ケル場合ノ價格モ本表價格ト同額トス

(二) 本表規格ニ該當セザルモノ、販賣價格ハ量目其ノ他事由ノ如何ヲ問ハズ一皿又ハ一杯ニ付十錢ヲ超ルコトヲ得ズ

三 井物、ラシチ物、ライス物等最高販賣價格

品名 規格 最高販賣價格

鰻 井 米飯八〇匁以上ニ蒲燒鰻一五匁及タレ(味淋及醬油ヲ以テ製造シタルモノ)以下同ジ)ヲ使用シタルモノ一杯ニ付 〇、五〇

天 井 米飯八〇匁以上ニ海老天ぶら一〇匁以上及タレヲ使用シタルモノ一杯ニ付 〇、五〇

親他海松木 老玉人子 茸葉子 井井井井井 米飯八〇匁以上ニ鶏卵一個以上及鳥獸肉(特殊肉ヲ除ク)又ハ魚介類(煉製品ヲ含ム)又ハ松茸ヲ左ノ量目ニ依リ使用シ葱又ハみつ葉其ノ他ノ蔬菜類ヲ使用シタルモノ一杯  
 (一) 鶏肉ニ在リテハ四匁以上 (二) 牛肉ニ在リテハ五匁以上 (三) 海老ニ在リテハ五匁以上 (四) 貝類ニ在リテハ二〇匁以上 (五) 煉製品ニ在リテハ一〇匁以上 (六) 松茸ニ在リテハ十匁以上 〇、三五

肉玉 子 井 米飯八〇匁以上ニ鶏卵ニ在リテハ一個以上、牛肉ニ在リテハ八匁以上ヲ使用シ葱又ハ玉葱ヲ使用シタルモノ一杯 〇、二五

きつね 井 米飯八匁以上ニ葱ニ在リテハ五枚以上揚、隣ニ在リテハ十五匁以上ヲ使用シ葱又ハ玉葱ヲ使用シタルモノ一杯 〇、二〇

A ランチ 米飯六〇匁以上又ハパン1/6斤及左ノ料理ヲ使用シタルモノ一人前  
 鳥獸肉(特殊肉及鳥獸肉ノ漬物ヲ除ク)ニ〇匁以上及魚介類ニ〇匁以上ニガルニ三種以上ヲ附合セタルモノ(コーヒイ又ハ紅茶附トス但シコーヒイ、紅茶無キ場合ハ果物附トス) 〇、八〇

B ランチ 米飯六〇匁以上又ハパン1/6斤及左ノ各號ノ一ニ依ル料理ヲ使用シタルモノ一人前  
 (一) 鳥獸肉(特殊肉ヲ除ク)ヲ使用スル場合ニ在リテハ十五匁以上 (二) 漬物ヲ使用スル場合ニ在リテハ十八匁以上 (三) 右ノ(一)及(二)ノ各號ニ掲グルモノト魚肉トヲ使用スル場合ニ在リテハ其ノ總量ニ〇匁以上トシ魚肉ハ一〇匁ヲ超ヘザルコト (四) 魚肉ヲ使用スル場合ニ在リテハ二十五匁以上 (五) 特殊肉ヲ使用スル場合ニ在リテハ三〇匁以上  
 右各號ノ外ガルニ三種以上ヲ附合セノモノ(コーヒイ又ハ紅茶附トス但シコーヒイ、紅茶無キ場合ハ果物附トス) 〇、五〇

ハチキム ライイ ス 米飯八〇匁以上使用スルモノトシハム、鶏肉若クハ牛肉五匁以上又ハ其ノ他ノ鳥獸肉若クハ魚介類一〇匁以上及野菜一種以上ヲトケテヤツブ、ドクダミ、シソ、スズナ、ハカリ、ソノ、ス、(炊上ゲタルカレー粉ヲ使用ス)其ノ他ノソース類ヲ以テ調味シタルモノ一人前但シオムライスニ在リテハ米飯六〇匁以上鳥獸肉又ハ魚介類五匁以上及玉葱ヲ油ニテ炊上ゲソノス加工シ玉子一個以上使用シタルモノ一人前 〇、三〇

カヤクメシ 米飯ニ「カヤク」五種以上ヲ混入炊上ゲ又ハ混入攪拌シタルモノ出來上リ八〇匁以上一杯 〇、一五

いたしき 生米及午麥ヲ大揚一枚ニテ包ミ之ヲ煮ツ、味附シタルモノ出來上リ五十五匁一個ニ付 〇、一〇

めし 米飯五〇匁入一杯ニ付 〇、〇五

- (一) 本表價格ハ料理屋、飲食店其ノ他自己ノ營業場ニ於テ調理品ヲ食用ニ供スルコトヲ業トスル者ガ自己ノ營業場ニ於テ食用ニ供スル場合ノ最高販賣價格トス但シ買主迄持届ケタル場合ト雖モ同額トス
- (二) 米飯中ニ麥、うどん、そば、芋等ノ代用物ヲ混入スル場合ハ全量ノ三〇%以下トシ本表價格ト同額トス
- (三) 本表價格ハ炊上ゲ炒リ上ゲ蒸上ゲ又ハ焼上ゲ其ノ他加工調味セルモノ、價格ニシテ其ノ他調味料及藥味料ヲ含ミタル價格トス
- (四) 本表規格中特殊肉トアルハ鯨、兎、馬等ノ肉ヲ謂フ
- (五) 本表中并物及めし物ニハ漬物ヲ附スルモノトス
- (六) ランチ物ニ使用スベキ米飯又ハパンニ代ヘ麵類ヲ使用スル場合ハ茹上ゲ六五又トシ本表價格ト同額トス
- (七) 本表種別價格ニ該當セザルモノ、最高販賣價格ハ量目其ノ他ノ事由ノ如何ニ拘ハラズ十錢ヲ超ユルコトヲ得ズ但シかやくめシニ在リテハ五錢米飯ニ在リテハ二錢ヲ超ユルコトヲ得ズ
- (八) 料理店、貸座敷業者等ニシテ自己ノ營業場ニ於テ本表ニ掲グル物ノ調理ヲ爲サザルモノガ他人ヨリ之ヲ仕入レ客ニ販賣スル場合ノ價格ハ本表價格ニ一割ヲ加算シ厘位ヲ四捨五入シタル價格トス
- (九) 前項ノ者ニ對シ仕出販賣ヲ爲ス場合ノ價格ハ本表價格ノ五分引トシ厘位ハ四捨五人トス

◇鳥取縣告示第八百五十五號

東伯郡高城村由田敬五郎ハ昭和十六年十月十五日牛馬商免許鑑札紛失セシ旨届出タルニ依リ十月三十一日付再交付セシニ付昭和九年

七月一日付第三二六號牛馬商免許鑑札ハ無効トス  
昭和十六年十月三十一日

◇鳥取縣告示第八百五十六號

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ昭和十六年六月十三日鳥取縣告示第四百八十三號手漉製紙業協定賃金廢止ノ件ハ昭和十六年十月三十一日認可ス

昭和十六年十月三十一日

◇鳥取縣告示第八百五十七號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年十月三十一日

一 建築主ノ住所氏名	米子市加茂町二丁目三八	鳥取縣知事	八	田	三	郎
一 建築物ノ場所	米子市角盤町三丁目一六五 一七九番地	鳥取縣知事	八	田	三	郎
一 建築物ノ構造種別	木造屋根スレート葺平家建	鳥取縣知事	八	田	三	郎
一 建築物ノ面積	建築面積 突出セル部分	鳥取縣知事	八	田	三	郎
	二四一、二〇九五平方米 四〇、七九三二平方米					

- 一 建築物ノ用途 自動車車庫
- 一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

鳥取縣告示第八百五十八號

產婆登錄名簿訂正者左ノ如シ

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事

八田三郎

本籍 鳥取縣西伯郡淀江町大字淀江七四六番地

住所 同上

大正十二年十二月二十八日日本籍並住所變更ニ依リ昭和十六年十月十二日付 產婆名簿訂正方出願ニ對シ同年同月二十一日訂正

後藤 藤 しの げ

鳥取縣告示第八百五十九號

左記ノ馬ヲ軍用保護馬一般鍛鍊競技出場馬ニ指定ス

昭和十六年十月三十一日

鳥取縣知事

八田三郎

軍用保護馬一般鍛鍊競技出場指定馬

馬名	年齢	住所	飼所	養者
マサ	七	氣高郡大正村大字古海七九一番地	七七番地	中尾 教市
國尊	六	同	同	山本 正勇
宮花	六	同	同	西村 源三郎
藤花	四	同	同	北山 繁藏
玉姫	八	同	同	森根 茂榮
森田	六	同	同	森田 爲藏
濱千鳥	六	同	同	森田 兼藏
第三農林	四	同	同	森田 松次郎
大和	六	同	同	内田 與八郎
三笠	五	同	同	高田 萬喜治
山本	一〇	鳥取市川外大工町四八番地	一八四番ノ一	山本 政吉
荒鷺	四	同	同	濱邊 良一
榮鷺	九	同	同	濱邊 良一
白藤	一二	同	同	奥田 鐵太郎
赤館	五	同	同	土手 豐吉
花館	五	同	同	奥田 義美
淺草	六	同	同	廣田 敏男
第四日ノ出	六	岩美郡面影村大字大杓一九五番地	同	田村 繁吉



神	力	八	同	成美村大字出上三九四番地	福	本	愛	藏
二世	豐	一	同	成美村大字出上三九四番地	澤	田	源	次
初	米	六	同	西伯郡所子村大字中高 六六番地	岡	田	善	一
五	月	六	同	所子村大字中高四二五番地	坂	田	信	一
池	月	四	同	所子村大字中高 四九番地ノ一	淺	田	勇	吉
櫻	光	七	同	所子村大字神原 一一番地	瀨	尾	利	次
明	出	九	同	大高村大字尾高二番屋敷	藤	本	淺	次
日	富	一〇	同	大高村大字尾高一、四〇〇番地	木	下	安	彦
久	國	一	同	大高村大字尾高一、四〇〇番地	木	下	安	彦
愛	日	四	同	縣村大字日下 三〇六番地	前	田	安	衛
春	日	六	同	縣村大字福萬 一八六番地	田	村	甚	太
車	日	四	同	光德村大字東坪八五二番地	高	見	伊	三
影	三	八	同	光德村大字豐成六四九番地	影	山	豐	三
第三	玉	一三	同	逢坂村大字岡 六三三番地	井	上	正	巳
吉	榮	一三	同	庄内村大字押平 五五番地	西	山	吉	之
金	清	九	同	淀江町大字淀江二九〇番地	安	藤	武	夫
日	野	一三	同	字田川村大字本宮三二一番地	本	田	嘉	一
春	雨	五	同	米子市錦町三丁目四八番地	大	田	國	藏
吾	妻	六	同	河崎二九九六番地	高	砂	喜	代
錦	海	六	同	灘町三丁目三〇番地	壇	谷	爲	吉

歌	生	七	同	兩三柳一九七五番地	飛	田	直	藏
光	場	八	同	道笑町三丁目二七番地	石	田	甚	一
半	九	九	同	明治町一七番地	福	住	政	晴
浦	山	九	同	車尾九一六番地	小	村	逸	太
筑	山	一	同	道笑町四丁目四番地	速	水	義	一
池	三	一	同	灘町三丁目二三番地	石	田	敦	悅
合	同	一	同	明治町一七番地	大	東	博	雄
時	風	一七	同	西福原一番地	國	尾	寬	壽
錦	盤	一〇	同	立町三丁目九〇番地	大	尾	寬	二
常	和	八	同	東町四七番地	檜	尾	寬	二
昭	波	五	同	祇園町二丁目一三番地	倉	數	直	三
浦	林	六	同	東町四三番地	仲	田	直	三
姫	房	一	同	日野郡二部村大字二部一、五六五番地	三	原	巧	靜
第二	花	一	同	二部村大字福岡三、一四六番地ノ一	上	谷	菊	要
初	梅	一	同	溝口町大字根雨原一、〇三八番地	幸	形	菊	夫
平	山	一	同	八郷村大字久古一、五二三番地	清	水	敬	一
富	山	八	同	八郷村大字須村一七四番地	井	上	爲	市
第三	水	七	同	八郷村大字大原三八二番地	山	西	恒	雄
第三	花	七	同	八郷村大字丸山二〇八番地	木	山	千	八
寶	山	一〇	同	根雨町大字高尾五七四番地	奧	田	德	男
寶	山	一四	同	根雨町大字高尾四三番地ノ一	奧	田	德	男



彙

報

00434

諸類の配給統制に就て

時局下國內の食糧確保の爲に  
その集荷と配給の適正を期す

(農務課)

去る八月二十日附農林省令により諸類配給統制規則を公布せられ、甘藷・馬鈴薯・カッサバ・アロートルト及びこれらを乾燥したものの集荷配給が統制せられ、九月十一日より實施されて、諸類の統制機關以外による販賣及び買受が禁ぜられてゐる。

諸類は刻下我が國食糧確保上、又はガソリン代用酒精原料其他必需工業原料として極めて重要なものであるから、收府は生活必需物資統制令に基きこの統制規則を公布して國內に於ける配給の適正を期することとなつたのであつて、本縣でもこれに即應して十月十日附縣令によつて鳥取縣諸類配給統制規則施行細則、十月十六日附縣令を以て諸類検査規則及び諸類検査手数料規則を制定公布したのであるが、この統制規則の實施に關する本縣の取扱の

實施について、一般縣民に特に關係する處が多いと思はれる諸點を記すと次の如くである。

一 生産者同一市町村内に居住するものが、自家用の爲に生産者より買受けることは許されてゐるが、この場合はその數量を市町村農會に届出でてその承認を得ねばならない。

一 市町村農會長は地區内生産にかゝる諸類中、贈答用並に自家加工(澱粉、芋粉、蒸切芋、あめ等)用等の各戸使用數量を定めるが、この使用數量は

贈答用 一農家一ヶ年二十貫以内  
加工用 一農家一ヶ年十貫以内

であつて、右の數量を超過して認可しようとする際は郡市並に縣農會を經由して知事に協議せねばならぬ。

又生産者も右の數量を超えて販賣・譲渡又は加工をすることはならない。

一 地方長官の許可を受けた者がその指定數量の範圍内を買受ける場合も生産者より買受出来ることになつてゐるが、その許可は原則として購買組合の組合員がその食糧・飼料又は種子とし

00435

て買受けようとする場合であつて、數量・地域・期間を指定し、本縣内に於て消費されるものに限る。又試験・研究の用に供するものも地方長官の許可を受けて生産者から買受けが出来る。

れが生産者より買受使用することが出来る。尙試験・研究の目的を以て製造する場合も農林大臣の許可を受けて同上使用が可能である。

一 生産數量が僅少で他地域に出荷することの出来る地域については、地方長官は農林大臣の認可を受けてその地域内に生産せられた諸類の販賣並に買受について制限から除外し得ることになつてゐるが、本縣には現在この該當地域はない。

一 家庭用食糧として配給される諸類は、すべて配給機關を通じて小賣業者に配給される。

一 知事は諸類の出荷を計畫的ならしめる爲、農林省の指示並に縣内の事情を考慮して縣農會をして出荷の時期、形態別、出荷數量、出荷方法について郡農會を經由して關係市町村農會に對し必要な指示をなすが、郡農會はこれによつて地域内町村農會に於ける諸類の出荷計畫を取纏め、縣農會並に統制機關と協議して出荷統制實施の圓滑を期する。又市町村農會は地區内の生産販賣並に消費見込數量を調査して、縣農會の指示に従ひ出荷計畫を樹立實行する。

次に集荷については、市町村農會に於て地區内居住會員の諸類の生産・販賣並に消費見込數量を調査斟酌して時期別形態別出荷を取まとめて縣農會に提出するのであつて、縣農會は右によつて郡市別、形態別出荷計畫を樹て、縣の指圖を受ける。

一 農林大臣の指定する物品の製造加工を業とするものは、統制機關から買入れたものでなければ原料として使用し得ぬことになつてゐるが、特に澱粉の製造其の他諸類の加工をなす販賣組合又はその聯合會、及び荒蕪地を開墾して生産したものに對しては、農林大臣の指定數量範圍に於て農林大臣の許可を受けてこ

縣は中央よりの供出割當と縣内需要量に基いてこの計畫を検討して縣農會に對して指圖を行ひ、縣農會はこれによつて郡市農會を通じて關係市町村農會に具体的指圖を行ひ、市町村農會は右の計畫によつて實行組合又は出荷團體をして通て所屬會員に必要な指示をなしてこれに従はしめるのである。

生産者は前記の出荷計畫に基いて定められた集荷場所(検査場所)に搬出し、受檢の上最寄驛(通運送店)日本甘藷馬鈴薯株式會社(荷受代理人)に引渡しの上受取證を收受するのである。

代金は實行組合又は出荷團體が市町村農會に對し請求して、日本甘藷馬鈴薯株式會社より送附されたものを受取つて會員に支拂

00436

ふのである。

尙、本縣の諸類検査は生甘藷、干甘藷及び馬鈴薯について行はれ、これを受けたものでなくては受渡し及び縣外移出を行ふことは出来ないが、検査を受ける諸類の包装は一重俵裝、三本繩複式編俵裝又は吠人の三種であつて、一包装の正味量は生甘藷十二貫干甘藷八貫、馬鈴薯十五貫、又検査手数料はいづれも一包装につき一錢五厘である。

### 裏作強行の急務!!

國民は米食偏重より脱し

食糧自給確保に邁進せよ

(農務課)

支那事變は既に滿四年を過ぎてその處理は相當の持久性を必要とする時に當り、國際情勢の推移はいよゝゝ我が國民の絶大なる覺悟を要するに至り、今や國を擧げて高度國防國家の建設に邁進してゐる。この時に當り我が國の食糧確保は時局遂行の最も重要な根柢的條件として極めて重要な問題であつて、國民全部の敢然としての奮進すべき急務である。須らく農民は増産に献身奉

公の誠を盡し、一般國民は努めて合理的なる節米と代用食轉換を行つて食糧の確保に戮力せねばならない。

事變前に於ては米穀不足の年には外米を輸入してこれを補ふことも容易であつたが、現在の國際情勢下に於てはかゝる儉安姑息なやり方は不可能であつて、戰費確保の上からいつても極力避けねばならない。政府はこれが對策として新たに耕地の開拓に努めて各地でその實現に邁進してゐるのであるけれども、これには相當の時日を要することは當然であつて、急速に増産の實をあげることは困難としなければならぬ。

他面日本人は從來あまりに米食偏重に禍されてゐることを自覺する必要がある。日本食が米をあまりに多量に攝りすぎる爲に、榮養上及び經濟上種々の弊害を醸してゐることは今いはぬとしても、日本人が米のみを中心食とし、農民が米作ばかりに依存してゐることは、一朝天候等の爲に米作の不良を招いた際、食糧に大不足を來すことは充分考慮すべきことといはねばならぬ。我が國のやうに地域狭少にして全國の天候が略一定してゐる國では、天候の變異は忽ちにして全國の食糧不足を招來することは實に當然の歸結なのである。

これらの事を考へる時、吾々は二毛作並に作付轉換による麥・雜穀及び蔬菜等の徹底的作付増加を行ひ、國民また日常の食糧に

00437

これらのものを多量に取り入れるることによつて食糧の補充を行ふ習慣を養ふことが、極めて緊要であるといはねばならない。

政府は去る九月二十六日の閣議を以て緊急食糧對策を決定し、十月十日を以て第二豫備金により内地の作付統制施設費二千四百五十五萬二千九百九十一圓を支出することとなり、桑園の大整理、薄荷・煙草・花卉乃至果樹園等の主要食料作物への轉換を行ひ、裏作面積の増加と相俟つて麥類・薯類等の急速なる増産が計畫されこれによつて新たに内地に於て約二十五萬町歩の面積を食糧生産の爲に確保し、昭和十七米穀年度に於て麥類六百餘萬石、馬鈴薯三千三百餘萬貫、並に蔬菜二千餘萬貫の増産を期してゐるのであるが、本縣に於ても既にこの點に着眼して耕地の擴張、桑園等の整理、其の他各種の施設を實施してその増産確保に邁進して居りなほ今後に於ても種々の方策を講じて國民食糧確保の爲に萬全を期する筈である。

しかしこれらの實現についてはその根本に於て農民各位の農業報國精神の昂揚發揮に依らねばならないのである。今や努力は年と共に不足し、肥料もまた圓滑を缺く實情にあるのではあるが、努力の不足に對しては學生生徒の勞力奉仕や勞力配置の合理化、並に畜力機械力等の動員によつてその補填策が講ぜられ、又肥料については能ふ限り配給量を増加して増産目的の達成に努められ

農家また自給肥料の増産によつてその不足を補つて着々實績を擧げられつゝあるから、各位はこの際非常なる覺悟を以て裏作の勵行、休閒地の利用、作付轉換を始め各種施設に對する協力に依つて、超非常時臨戰態勢下に於ける職域奉公の大精神を發揮せられ、特に刻下行はれつゝある麥作付については萬難を排してその増加に努めて國策に協賛せられると共に、一般國民はその常食に對し努めて米食偏重の弊を去り、雜食的にあらゆる米穀以外の食物への食習慣の養成に力めて我が國の食糧政策協力に邁進せられんことを切望してやまない次第である。

### 麥の増産と肥料

食糧確保と麥増産の急務

施肥は栽培條件等に留意

(農務課)

「麥は肥料で作れ」といはれるやうに、肥料こそ増産の重要素であつて、これが圓滑に且つ合理的に行はれるか否かと増産を支配する。特に現下の肥料事情として肥料も配給制度によつて居る状態では、事變前に較べてその供給も窮屈になり、配給量も所要量

に満たない場合が多いのであるから、努めて自給肥料によつて不足分を補給すると共に、割當てられた肥料の効果を最高度に發揮せしめるやう施肥の合理化について研究することが肝要である。

(一) 自給肥料の増産確保

自給肥料を増産することはもとより必要であるが、従來その取扱方法の誤りによつて成分の損失を招いて居る點も甚だ多いのでこの點充分注意してこれが質的向上を圖らねばならない。

(イ) 堆 厩 肥

一口に堆厩肥といつても其の中に含まれてゐる成分には著しい相違があつて、同じ百貫の堆厩肥を用ひてもその肥効は非常に違ふわけである。そしてこれは材料自体にもよることはいふまでもないが、取扱方法如何によつて肥料成分の損失を來す場合も随分あるので、その損失防止について一段の工夫を要するのである。

特に加里成分は堆厩肥成分中最も多く含まれてゐて、しかも殆ど速効性であつて肥効は硫酸加里に劣らぬと確認されてゐる位の重要な加里肥料であるから、野外堆積を行ふ場合には被覆物によつて雨水の浸入を防ぐやうにし、厩肥の場合には原則として畜内堆積にするやうにせねばならぬのである。

(ロ) 人 糞 尿

麥に施用する最も重要な窒素肥料は人糞尿であつて、昔は唯一

の麥肥料であつたものである。

人糞尿は貯蔵して腐熟せしめ、且つ稀釋して使用せねばならぬのであるが、その爲には下肥溜は成るべく日蔭に作つて氣温による蒸散を防ぐことに、必ず蓋をすること、下肥二石に過燐酸石灰二―三貫を添加すること、濃厚なまゝでなく水で二―三倍に稀釋して貯蔵すること等を心掛けて實行せねばならぬ。尙施用後、出來れば覆土して日に曝さぬやうにする。

(ハ) 木 灰

加里肥料の輸入は今や殆ど不可能であつて、是非自家補給が必要である。従つて籾や圍爐裏の灰を極力採集して使用せねばならぬのであるが、それには毎日これを集めるやうにすれば採集量も多く、且つ灰の効力も減しない。

(ニ) 施用量の合理化

窒素、燐酸、加里の三要素はその割合を特に留意せねばならぬ特に窒素は多きに過ぎると出來過ぎとなり、不足すれば生育不良となるので、増收の成績をあげる爲にはこの窒素肥料の適否が最も研究を要することである。最も有効に利用することが栽培技術の極致といふべきである。

燐酸及び加里は土壤によつて著しく供給量を異にするべきものであつて、本縣黒ボク地帯に於ては特に燐酸分を多く施さねばなら

ない。

麥肥料として主に用ひられる肥料は「自給肥料」で堆厩肥、綠肥、下肥、灰類、鶏糞、「販賣有機肥料」では大豆・油粕類、魚肥「販賣無機肥料」には硫酸アンモニヤ、石灰窒素、智利硝石、過燐酸石灰、トーマス燐肥、硫酸加里、鹽化加里、配合肥料化成肥料等があるが、これらの中には現在配給不能の肥料も相當あるわけであつて、實際家はよく配給される肥料についてその成分を研究して、施用の適正を期しななければならない。

施用量は氣候、品種、前後作の關係、病蟲害その他各種の栽培條件の如何によつて一様でないからよく研究を必要とする。大体に於て麥に對する三要素の反當施用量は

- 窒素用量 一貫五百匁―四貫
- 燐酸用量 一貫―三貫
- 加里用量 一貫―四貫

位までの範圍に亘るのであるが、實際の施用量決定にあつては現地についてよく調査し、地方の關係、品種、栽培條件等相關的によく考慮して決定すべきである。徒らに多く施用しても増收となるものではなく、時には失敗する場合も澤山あるわけであるから必ず實際について研究を要するのである。

農事試験場ではこの爲に施肥標準調査を行つて各地の施肥の適

量を調査研究してゐるから、施肥標準現地試験地の試験成績を參考としてこれによつて各地の適量を決定するやうにしたい。又肥料が配給制度となつてから其の年の配給事情や各地の栽培状況を參酌して施肥基準を地域別に設定することになつてゐるから、その施肥例に準じて設計されたものである。

第三回機械技術者檢定

前期筆記試驗實施に就て

(職 業 課)

第三回機械技術者檢定の前期筆記試驗が来る十二月六日、七日の二日間に亘り實施される。

この検査は機械技術者檢定令に依り、筆記試験、作業試験及び口頭試問に亘つて行はれるのであるが、本制度を概説すると筆記試験は前期・後期の二期に分けられ、前期筆記試験は道府縣廳の所在地で實施し、其の答案は厚生大臣監督の下に機械技術者檢定委員の手によつて審査され、これに合格した者が更に中央に於て後期筆記試験を受け、最後に作業試験及び口頭試問を経て遂に機械技術者としての資格を與へられるといふ仕組みであつて、今回は

其の前期筆記試験が行はれる譯である。

この試験科目は工業、數學、工業理科、機械學及び製圖の四科目であつて、受験資格は機械工作又は金屬加工の生産作業に五年以上の経験があるか、又は三年以上の経験者でも工場・事業場の長の推薦ある者もしくは五年以上の経験者であつて工場事業場技能者養成令に依る養成施設、青年學校・國民職業指導所の職業補導施設、その他厚生大臣の指定する養成施設の指導員其の他の教職員であつて、現にこれらの職業に従事して居る二十歳以上の男子に限られて居る。

次に出願期間は十月二十一日より十一月二十日までであるから受験者は右の期間中に所定の願書に五圓の收入印紙を貼り、關係書類を添付して縣の職業課に直接持参するか、又は右期間中に到着するやう書留郵便で送付すること。尤も願書及び願書に添付を要するもののうち、證明書又は推薦書の各用紙は職業課に用意してあるから、郵送希望の向は返信用として受取人の住所及び氏名を記載した封筒と、三錢切手を添えて遠慮なく申し出でられたい。其の他詳細については昭和十六年五月三十一日官報で公布されてゐる機械技術者檢定令、昭和十六年七月五日の機械技術者檢定令施行規則、及び昭和十六年十月八日の第三回機械技術者檢定施行に付ての公告を参照されるか、又は直接職業課に照會して間違

ひのないやうにして頂きたい。

本制度は機械勞務者から機械技術者への國家的登龍門であり、また現下多數に人を要求して居る機械部門に於ては、勞務者を指導すべき技術者も多數要望して居る實情であるから、これに關係ある有資格者は奮つて本試験に應じ、國家の期待に副はれるやう切望してやまない。

### 兵器献納資源回收

#### 運動醸出金報告

金額	町村名
一金二十三圓八十一錢	日野郡山上村
一金五圓八十四錢	東伯郡榮村
一金七圓二十七錢	入頭郡丹比村
一金十一圓十一錢	西伯郡手間村
一金百六十五圓二錢	入頭郡智頭町
一金十五圓四十錢	西伯郡光徳村
一金十圓	東伯郡下郷村
一金三圓四十四錢	岩美郡大茅村

昭和十六年十月卅一日印刷  
昭和十六年十月卅一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所